

新規検査等における新たな審査制度について

- ①新規検査等の提出書面及び事前提出書面審査の実施
- ②共通構造部型式指定自動車の取扱いについて

新規検査等の提出書面及び事前提出書面審査の概要

目的

近年、新規検査等において、多種多様な自動車について、限られた現車検査時間の中で提出書面の確認及び現車の検査を行っている。

また、年々保安基準が高度化・複雑化している現状において、基準の適合性について詳細な確認を必要とするような受検車両について対応が難しくなっており、書面審査の活用等により、限られた検査時間を維持しつつ、確実な検査を実施する必要がある。

概要

独立行政法人自動車技術総合機構の審査事務規程 4 - 1 3 「新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査」に準じて、検査事務規程についても、新規検査等（返納証明書の交付を受けた自動車を除く。）において提出が必要となる書面を統一的に定め、同一性の確認及び基準適合性の判断を的確に実施するため、受検車両について、指定を受けた構造・装置からの変更又は架装を行った部位を把握するために必要な書面の提出を求める。

また、指定を受けた自動車等から構造、装置及び性能を変更又は架装を行ったことにより当該装置等に係る保安基準（技術基準等が定められている部分に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って、受検予定の事務所等において申請者から必要な書面の提出を受け、事前に提出書面審査を実施する。

なお、申請者の負担等を考慮し、同一申請者が構造・装置が同一であると認める複数台数の車両について新規検査等の申請を行う場合においては、代表車両一台を各主管事務所及び沖縄事務所に申請し、各主管事務所及び沖縄事務所が審査した結果をもって、代表車両以外の車両は新規検査等の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

新規検査等の提出書面及び事前提出書面審査の実施

検査事務規程の構成（案）

軽自動車検査協会検査事務規程において、新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査を規程する。具体的には、独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」及び審査事務規程別添 2 の附則 1「事前提出書面審査要領（技術基準等の審査を要する自動車）」を準用する（附則 2 除く）。

審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」

指定自動車等（予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車及び検査証の返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の持込新規検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について変更を行った際には届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

新規検査を実施する際（検査当日審査）

【適用車両】

- ・新規検査（予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車及び検査証の返納された自動車を除く。）を受ける指定自動車等→乗用車、貨物、特種等全ての自動車
- ・事前届出書面審査（附則 1）に該当しない自動車

【届出書等の提出（審査）の方法】

- ・新規検査等を申請する事務所等に提出
- ・届出書等は自動車 1 台毎に 1 部

審査事務規程別添 2 の附則 1「事前提出書面審査要領（技術基準等の審査を要する自動車）」

事前届出対象自動車の新規検査又は予備検査（予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車及び検査証の返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の持込新規検査の申請を行おうとする者から当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

新規検査等に先立って（事前提出書面審査）

【適用車両】

- ・審査事務規程別添 2 3.「事前届出対象自動車」に該当する自動車（改造自動車に該当する自動車を除く。）

【届出書等の提出（審査）の方法】

- ・自動車 1 台毎の届出
新規検査等を申請する事務所等に提出
- ・同一構造複数台届出
各主管事務所及び沖縄事務所に代表 1 台の届出書等を提出

新規検査等における新たな提出書面について

新規検査等の申請を行う者から届出書、自動車を特定する書面及び添付資料のうち下表の○印の書面を必ず提出していただくこととなります。（持込の新規検査等全てが対象（事前届出書面審査対象車以外））

今回の改正で届出者の宣言書として新規検査等届出書(その1及びその2)を定義した。
届出書には、氏名又は名称、住所、連絡先等の記載及び押印が必要となります。

新たに新規検査等の申請時に諸元表等の提出が必要となります。

区分		3. (1) の自動車		
		乗用	貨物	その他
新規検査等届出書（第1号様式（その1及びその2））		○	○	○
自動車を特定する書面		○	○	○
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表等	○	○	○
	外観図	※1	△	○
	重量分布計算に関する書面	△	△	△
	最大安定傾斜角度の適合性を証する書面	△	※2	△
	最小回転半径の適合性を証する書面	△	△	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式）	－	△	－
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※3	※3	※3
	施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※4	※4	※4
	技術基準等への適合性を証する書面（附則1の3.表以外）	△	△	△
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	△
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	－	△	△
	連結検討書（第3号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」	－	△	△
	改造自動車審査結果通知書	△	△	△
	その他書面	△	△	△

△印の書面については必要がない場合は省略することが出来る書面となります。

※1 は、乗合自動車であって重量分布計算に関する書面が外観図と兼ねていない場合には○印、それ以外の場合には－印とする。

※2 は、共通構造部型式指定自動車は○印、それ以外の自動車は△印とする。

※3 は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。

※4 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

事前届出書面審査対象車の流れ

届出者（受検者）

①事前提出書面審査届出

・型式指定等を受けた自動車（並行輸入自動車を除く。）から構造、装置又は性能に変更等により、当該構造・装置等に係る保安基準（別添2の附則1の3.表に掲げる技術基準等に限る。）の適合性について審査が必要な自動車を対象

※新規検査等に先立って届出が必要

【届出書等】

- ・新規検査等届出書
- ・自動車を特定する書面（写）
- ・添付資料

①届出書の提出（郵送可）

別添2の附則 1 の3.の表(事前提出書面審査が必要な技術基準等の例)

保安基準	審査事務規程		技術基準等 (細目告示別添及び協定規則)
第22条 座席	7-39 座席	UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則
第22条の3 座席ベルト 等	6-2 (15) 7-41 座席ベルト等	UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則
		UN R16	座席ベルトに係る協定規則

自動車 1 台毎の届出

届出先：新規検査を申請する事務所等

②受付

- ・届出書等の形式的要件を満たしていると判断した場合に受理をする。書面審査終了の連絡について必要か否かも確認する。

③書面審査

- ・審査事務規程別添 2 附則 1 8. 「届出書等の記載要領等」に基づき届出書等を確認

④決裁

- ・書面審査の決裁を得たものは書面審査が終了したものとし、書面審査の終了の連絡が必要と申告があったものについては、届出者に終了の連絡を行う。

⑤検査

- ・届出書面等を基に現車検査を実施

同一構造複数台届出（代表車 1 台の届出）

届出先：同一構造複数台届出を行う場合は各主管事務所及び沖縄事務所

②受付

- ・届出書等の形式的要件を満たしていると判断した場合に受理をする。書面審査終了の連絡について必要か否かも確認する。

③書面審査

- ・審査事務規程別添 2 附則 1 8. 「届出書等の記載要領」等に基づき届出書等を確認

④決裁

- ・書面審査の決裁を得たものは書面審査が終了したものとし、書面審査の終了の連絡が必要と申告があったものについては、届出者に終了の連絡を行う。
- ・受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（その1）の写しを届出者に交付する

⑤検査

- ・届出書面に事前審査管理番号を記載することで、当協会は協会共有ネットワークサーバに格納した資料を基に現車検査を実施

新規検査等における事前提出書面審査について

新規検査等において届出書、自動車を特定する書面及び添付資料のうち下表の○印の書面を必ず提出することとなります。

今回の改正で届出者の宣言書として新規検査等届出書(その1)を定義した。
届出書には、氏名又は名称、印、住所、連絡先等の記載が必要となります。

新たに新規検査等の申請時に諸元表等の提出が必要となります。

指定自動車等に対して変更、追加した構造・装置が附則1の3.の表の技術基準等への適合性について審査する必要がある場合は事前提出書面審査対象であるので注意して下さい。

区分		乗用	貨物	その他
新規検査等届出書(第1号様式(その1及びその2))		○	○	○
自動車を特定する書面		○	○	○
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表等	○	○	○
	外観図	※1	△	○
	重量分布計算に関する書面	△	△	△
	最大安定傾斜角度の適合性を証する書面	△	※2	△
	最小回転半径の適合性を証する書面	△	△	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)	—	△	—
	施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)	※3	※3	※3
	施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)	※4	※4	※4
	技術基準等への適合性を証する書面	○	○	○
	3.表の技術基準等 上記以外	△	△	△
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	△
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	—	△	△
	連結検討書(第3号様式)又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」	—	△	△
	改造自動車審査結果通知書	△	△	△
	その他書面	△	△	△

△印の書面については必要がない場合は省略することが出来る書面となります。

※1 は、乗合自動車であって重量分布計算に関する書面が外観図と兼ねていない場合には○印、それ以外の場合には—印とする。

※2 は、共通構造部型式指定自動車は○印、それ以外の自動車は△印とする。

※3 は、被牽引自動車は—印、それ以外の自動車は○印とする。

※4 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は—印とする。

新規検査等届出書（その1）の記載方法

第1号様式（その1）

☒ 新規検査 ☐ 予備検査 ☐ 構造等変更検査	事前書面審査終了時の連絡		事前審査管理番号	受付印
	要	不要		
	新規検査等届出書			
平成29年5月1日 軽自動車検査協会 東京主管事務所長 殿 届出者の氏名又は名称 軽自動車検査販売株式会社 代表取締役 軽検 太郎 印 住 居 東京都新宿区西新宿3-2-11 電 話 番 号 03-324-6611				
型式・類別（類別区分番号）		DBA-ABC（0001）		
事前審査管理番号				
共通構造部型式指定自動車		出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日		
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの		前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（○）		
共通構造部型式指定自動車の構造・装置変更状況				
諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 有（ ）・無（○）	最大積載量 有（ ）・無（○）	乗車定員 有（ ）・無（○）	許容限度 有（ ）・無（○）
当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置				
架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置 ・助手席を回転昇降シートに交換				
その他				
・改造自動車等審査結果通知書番号 28 軽検東京改第1234567号				

型式・類別を記載する。
（類別は、自動車製作者が出荷した時点の類別）

共通構造部型式指定車は、出荷検査証発行日を記載する。

完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により基準適合性を確認し、適合の確認をした場合は○印を記載する。

架装等により指定自動車等から追加等の変更がされている箇所がある場合は記載する。

届出者の氏名・住所等を記載及び捺印（又は署名）する。

同一構造複数台数届出として事前に届出を行っている場合、「事前審査管理番号」を記載する。

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲から変更されている構造・装置がある場合は記載する。

改造自動車等通知書が提出されている場合は当該通知書番号を記載する。

新規検査等届出書（その2）の記載方法

第1号様式（その2）（別添2の4.1.関係）

新規検査等届出書

基本情報

諸元確認者の氏名又は名称 (電話)	所在地	印
車名・型式	車台番号	
種別・用途	車体形状	

諸元確認者の氏名・住所、車両の型式・車台番号等を記載する。

原動機の型式等を記載する。

原動機

原動機の型式	総排気量又は 定格出力	L kW	燃料の種類
--------	----------------	---------	-------

車両寸法

全 長	[] m	全 幅	m	全 高	m
荷台内法長さ	m	荷台内法幅	m	荷台内法高さ	m
ホイールベース	m	計算上ホイールベース	m	オフセット	m
リヤオーバーハング	m	限 度 ()	m	オフセット	m
同上[荷台内側]	m	≤ 1/2・11/20・2/3	m	計算上オフセット	m

車両の寸法を記載する。

車両の荷重分布等を記載する。

荷重分布

		前 輪 (kg)		後 輪 (kg)		合 計 (kg)		車体の塗色	
車両重量									
前2軸車の補正值		補正 ()		補正 ()		補正 ()			
検査重量									
最大積載量									
車両総重量									
許容軸重限度								最大安定傾斜角度 ≧ 25°・30°・35°	
タイヤサイズ		前		後		左 右			
タイヤ推奨荷重								°	
タイヤ負荷率		%		%		%		前輪荷重割合 % ≧ 20	

備 考

消音器・原動機等の改造 有・無
燃料タンク 個 L L L L

有効期限

保安用

二次元コード
表示

二次元コードについては、当分の間、記載は要しない。

二次元コード
表示

二次元コード
表示

二次元コード
表示

二次元コードについては、当分の間、記載は要しない。

新規検査等持込検査車両数等

平成27年度の新規検査等持込検査台数のうち、型式指定車の持込検査台数は28,702台あり、検査台数の多い事務所では年間800台超の持込検査が行われている。

